

②外観意匠

ア. 基本的な考え方

重厚味のある落ちついた外観意匠とする。

増築及び改築の場合にあっては、既存部分の屋根の意匠及び色彩との調和に配慮する。

イ. 屋根の形態

特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。屋根の勾配は1/10以上を原則とするが、極端な急勾配は避けるものとする。

ウ. 屋根の色彩

こげ茶色（着色のための処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色、灰緑色または暗灰色、もしくは自然素材の色（緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。）とする。

エ. 壁面の色彩

茶系色等、自然と調和した落ちついた色調とする。

③樹木の保存及び修景のための植栽

別記修景緑化指針（P. 63）による。

なお、奥池分譲地、ゆずり葉台分譲地等、分譲地の場合、宅地造成の許可条件により保存緑地とされている部分があるので、かかる緑地が緑地以外の用途に販売される場合には、無用の混乱が生じるおそれがある。従って、関係機関に対し、不動産取引業者に対する指導においてかかる分譲地の許可条件に十分に留意し、また、かかる土地の売買の情報に接した場合には、状況に応じ、購入希望者に対しても正確な情報を与えるよう、注意喚起していく。